

改正

平成3年4月9日規則第46号
平成4年4月20日規則第37号
平成5年4月15日規則第35号
平成6年4月15日規則第40号
平成6年10月31日規則第124号
平成7年5月15日規則第54号
平成8年5月14日規則第47号
平成9年6月16日規則第88号
平成10年6月12日規則第67号
平成11年6月4日規則第76号
平成12年6月15日規則第107号
平成13年3月30日規則第63号
平成13年6月29日規則第82号
平成14年6月28日規則第72号
平成15年6月30日規則第88号
平成16年6月30日規則第59号
平成17年3月14日規則第14号
平成17年6月30日規則第106号
平成18年6月30日規則第82号
平成19年6月29日規則第69号
平成20年6月30日規則第68号
平成21年6月30日規則第64号
平成22年7月14日規則第56号
平成23年6月30日規則第42号
平成24年6月29日規則第73号
平成25年6月28日規則第71号
平成26年6月30日規則第61号

平成27年6月30日規則第58号
平成28年3月31日規則第78号
平成28年6月30日規則第92号
平成29年6月30日規則第60号
平成30年6月29日規則第87号
令和元年6月28日規則第19号
令和2年6月30日規則第87号
令和3年6月30日規則第109号
令和4年6月30日規則第75号
令和5年6月30日規則第82号
令和6年6月28日規則第69号
令和7年7月31日規則第99号
令和8年3月31日規則第45号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則（昭和57年3月東京都世田谷区規則第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 私道整備及び私道排水設備工事の助成手続（第5条—第11条の2）

第3章 区長に委託して行う私道整備の助成手続（第12条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例（昭和57年3月世田谷区条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、この規則に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

（私道整備の設計基準等）

第2条 条例第3条第1項本文に規定する設計基準及び工事仕様書は、世田谷区工事施行規程（昭

和50年9月世田谷区訓令甲第33号。以下「施行規程」という。)第7条に定める設計基準及び施行規程第9条に定める工事仕様書とする。

一部改正〔平成12年規則107号〕

(私道排水設備工事の設備基準等)

第3条 条例第4条本文に規定する設備基準は、東京都排水設備要綱とする。

2 条例第4条本文に規定する設置基準は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成30年規則87号〕

(助成金の額)

第4条 条例第5条第1項に規定する区長が定めた額は、次に掲げる額の合計額に助成率100パーセント(行き止まりの私道であるときは80パーセント、条例第3条第1項ただし書に規定する区長が特に必要と認めたとき(私道の陥没その他の事由により通行人に危険が生じ、又はそのおそれがあるときを除く。)は50パーセント)を乗じて得た額に当該額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

(1) 別表第2(57の項を除く。)により算出された額(以下「基礎額」という。)

(2) 別表第2(1の項から56の項までを除く。)により算出された額

(3) 別表第3基礎額の欄に定める基礎額の区分に応じてそれぞれ同表計算方法の欄に定める計算方法により算出された額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 条例第5条第2項に規定する区長が定めた額は、別表第4により算出された額に当該額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

3 前2項の規定により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

全部改正〔平成5年規則35号〕、一部改正〔平成9年規則88号・13年63号・17年14号・22年56号・28年78号・30年87号〕

第2章 私道整備及び私道排水設備工事の助成手続

(助成の申請)

第5条 条例第7条に規定する申請は、私道整備・私道排水設備工事助成申請書(第1号様式)により行わなければならない。

2 前項の申請をしようとする者が複数の場合は、その中から定められた代表者が申請を行わなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、区長が相当の理由があると認めたときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 委任状（第2号様式）
- (2) 土地使用承諾書（第3号様式）
- (3) 位置図
- (4) 公図の写し
- (5) 登記事項証明書又は要約書
- (6) 工事設計調書
- (7) 設計図（私道排水設備工事の助成の場合は、下水道局の排水設備届出印が押されている排水設計図）
- (8) 排水設備計画届出書の写し（私道排水設備工事の助成の場合に限る。）
- (9) 申請代表者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）（発行から3月以内のものに限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
一部改正〔平成6年規則124号・30年87号・令和6年69号〕
(助成の決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成する旨を決定したときは、私道整備・私道排水設備工事助成決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により、助成しない旨を決定したときは、私道整備・私道排水設備工事助成棄却決定通知書（第5号様式）により申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔令和7年規則99号〕

(承諾書)

第7条 条例第9条に規定する承諾書は、承諾書（第6号様式）とする。

(承認事項)

第8条 決定通知書を受けた者は、工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 決定通知書を受けた者は、工事が完了したときは、直ちに完了報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事実績調書
- (2) 竣工図

(3) 工事記録写真

一部改正〔平成6年規則124号〕

(助成金の交付)

第10条 区長は、前条に規定する完了報告書を受けた場合においては、完了報告書の審査を行い、かつ、工事について現場調査を実施した後、交付すべき助成金の額を確定し、私道整備・私道排水設備工事助成金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

一部改正〔令和7年規則99号〕

(助成金の請求)

第11条 前条の通知を受けた者は、私道整備・私道排水設備工事助成金請求書（第9号様式）により区長に助成金を請求しなければならない。

一部改正〔令和7年規則99号〕

(助成決定の取消しの通知)

第11条の2 区長は、条例第12条の規定により助成決定を取り消したときは、私道整備・私道排水設備工事助成決定取消通知書（第9号の2様式）により通知するものとする。

追加〔平成21年規則64号〕、一部改正〔令和7年規則99号〕

第3章 区長に委託して行う私道整備の助成手続

(助成の申請)

第12条 条例第7条に規定する申請のうち、条例第6条ただし書に規定する工事を区長に委託して行う私道整備の助成の申請は、私道整備助成申請書（第10号様式）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、当該私道の所有者その他私道について権利を有する者から工事に係る承諾を得た旨の承諾書（第11号様式）その他区長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(助成の決定)

第13条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の申請を承認するときは、私道整備助成承認書（第12号様式）により、助成の申請を承認しないときは、私道整備助成不承認通知書（第13号様式）により申請をした者に通知するものとする。

(工事完了通知)

第14条 区長は、委託を受けた私道整備の工事が完了したときは、工事完了通知書（第14号様式）により、私道整備の助成の承認を受けた者に通知するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成2年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

付 則（平成3年4月9日規則第46号）

- 1 この規則は、平成3年4月10日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月20日規則第37号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年4月15日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月15日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成6年10月31日規則第124号）

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成7年5月15日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成8年5月14日規則第47号）

- 1 この規則は、平成8年5月15日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年5月15日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月16日規則第88号）

- 1 この規則は、平成9年6月17日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年6月17日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月12日規則第67号）

- 1 この規則は、平成10年6月15日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成10年6月15日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年6月4日規則第76号）

- 1 この規則は、平成11年6月7日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成11年6月7日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月15日規則第107号）

- 1 この規則は、平成12年6月16日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成12年6月16日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第63号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月29日規則第82号）

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月28日規則第72号）

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成14年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月30日規則第88号）

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月30日規則第59号）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成16年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月14日規則第14号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月30日規則第106号）

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成17年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月30日規則第82号）

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月29日規則第69号）

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日規則第68号）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成20年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月30日規則第64号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成21年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月14日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月30日規則第42号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成23年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日規則第73号）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日規則第71号）

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成25年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日規則第61号）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成26年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日規則第58号）

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成27年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第78号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月30日規則第92号）

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月30日規則第60号）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成29年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月29日規則第87号）

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成30年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日規則第19号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和元年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月30日規則第87号）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和2年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月30日規則第109号）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和3年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月30日規則第75号）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和4年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月30日規則第82号）

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和5年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和6年6月28日規則第69号）

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第4の規定は、令和6年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和7年7月31日規則第99号）

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第4の規定は、令和7年8月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式、第3号様式、第6号様式、第7号様式及び第9号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和8年3月31日規則第45号）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条第1項の規定は、令和8年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1（第3条関係）

私道排水設備設置基準

種別	形状寸法等		備考
排水本管	管径	最小勾(こう)配	1 排水本管の形状については、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第3条第4号若しくは第5号又は所定の管きよ流量計算により決定する。
	内径150mm	1.5/100以上	2 排水本管の管種については、内径300mm以下は硬質塩化ビニル管（VU管）とし、それを超える場合は、遠心力鉄筋コンクリート管を使用する。ただし、設計上やむを得ない場合は、硬質塩化ビニル管（VU管）を使用することができる。
	内径200mm	1.2/100以上	3 土被(かぶり)りは、原則として最小75cmとする。ただし、現場の地形上やむを得ない場合は最小45cmとすることができる。
	内径250mm	1.0/100以上	4 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。
	内径300mm	0.8/100以上	
	内径350mm	0.6/100以上	
取付管	内径100mm 内径150mm 内径200mm		1 材質は、排水本管の場合と同じ。 2 管径については、原則として内径150mm以上を使用する。
管防護	コンクリート全断面防護 クラッシャーラン砕石（C-40）厚さ10cm以上		排水本管又は取付管の土被(かぶり)りが浅く、防護が必要と認められるときに行う。
人孔	円形人孔内径70cm（深さ1.60mまで） 矩(く)形及び組立矩(く)形人孔内(うち)法		1 幅員4m未満の行き止まりの私道については、起点人孔は、原則として円形

	<p>(のり)90cm×60cm (深さ3.00mまで)</p> <p>組立矩(く)形人孔内(うち)法(のり)120cm×60cm (深さ3.50mまで)</p> <p>円形及び組立円形人孔内径90cm (深さ4.00mまで)</p>	<p>人孔内径70cmを使用する。</p> <p>2 中間・会合人孔は、円形人孔内径90cmを使用する。なお、同人孔が施工できない場合は、円形人孔内径70cm、矩(く)形若しくは組立矩(く)形人孔内(うち)法(のり)90cm×60cm又は組立矩(く)形人孔内(うち)法(のり)120cm×60cmを使用することができる。</p> <p>3 幅員4m以上の通り抜けで、一般の自動車の通行量が多く、公共性が高いと認められる私道では、人孔鉄ぶたを使用することができる。</p> <p>4 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。</p>
副管	内径200mm以上	人孔内部において、排水本管の上流と下流の管底差が、60cm以上ある場合に設置する。
汚水ます	<p>内径35cm (深さ0.80mまで)</p> <p>内径50cm (深さ1.40mまで)</p> <p>内径50cm (鉄蓋(ぶた)使用)</p> <p>内径70cm (深さ1.60mまで)</p> <p>内径70cm (人孔蓋(ぶた)類使用)</p>	<p>1 幅員4m未満の行き止まりの私道又は通り抜けでも幅員の狭い私道の場合は、内径35cmを使用する。</p> <p>2 将来、公道として認定される可能性がある私道は、内径50cmを使用する。ただし、一般の自動車の通行量が多く公共性が高いと認められる私道では、内径50cm (鉄蓋(ぶた)使用)を使用する。</p> <p>3 内径70cmを使用する場合には、車両の通行があるところでは、汚水ます(人孔蓋(ぶた)類使用)を使用する。</p>

		<p>4 深さが1.60mを超える場合は、円形人孔内径90cmを、ますとして設置する。</p> <p>5 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。</p>
雨水ます	<p>内径35cm（深さ0.80mまで）</p> <p>内径50cm（深さ1.00mまで）</p> <p>L形二枚ぶた用</p> <p>内径35cm格子ぶた（角型）</p> <p>内径50cm格子ぶた（標準型）</p>	<p>1 内径による使用区分は、汚水ますの場合と同じ。</p> <p>2 設置頻度は、L形側溝20～30mにつき1箇所を標準とする。</p> <p>3 L形二枚ぶた用雨水ますは、私道の縦断勾（こう）配が5／100以上あり、普通の雨水ますでは路面排水の収容が困難な場合に設置する。</p> <p>4 L形側溝を設置しない私道では、内径35cm格子ぶた（角型）又は内径50cm格子ぶた（標準型）を使用することができる。</p>
L形側溝	<p>250 B（J I S A5306—1988）</p> <p>300 B（J I S A5306—1988）</p>	<p>下水処理方式が合流式の地域で、必要と認められる場合に設置する。なお、仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。</p>
L形基礎	<p>250 B用コンクリート厚さ10cm</p> <p>300 B用コンクリート厚さ10cm</p>	<p>仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。</p>
仮復旧工	<p>アスファルトコンクリート舗装工（厚さ3cm）</p>	<p>仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。</p>
試験掘工	<p>長さ2.00m以上</p> <p>幅0.70m以上</p> <p>深さ1.50m以上</p> <p>その他（上記にあてはまらないもの）</p>	<p>関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。</p>
特殊工	<p>上記にない工種</p>	<p>東京都下水道局積算基準に基づき、別途</p>

		積算する。
障害物切回し	ガス管・水道管等の切回し	排水本管・人孔等の設置ができない場合や石綿セメント配水小管の管種変更工事を行う場合について認める。

一部改正〔平成4年規則37号・6年40号・7年54号・10年67号・17年106号・29年60号・30年87号〕

別表第2（第4条関係）

（単位：円）

	工種名	仕様	単位	単価	備考
1	U形溝工(240)	人力掘削	m	17,700	
2	U形溝工(240)	機械掘削	m	15,800	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工(240・蓋)	人力掘削	m	31,800	
4	U形溝工(240・蓋)	機械掘削	m	29,900	バックホウ0.1m ³
5	特L形・U形溝工(240)	人力掘削	m	31,500	
6	特L形・U形溝工(240)	機械掘削	m	28,900	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工(250B)	人力掘削	m	24,500	
8	L形溝工(250B)	機械掘削	m	22,100	バックホウ0.1m ³
9	L形溝工(300B)	人力掘削	m	25,600	
10	L形溝工(300B)	機械掘削	m	23,000	バックホウ0.1m ³
11	横断暗きょ工(CO—240)		m	70,600	
12	U形溝用集水ます工(400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	106,500	
13	浸透U形ます工(400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	245,500	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	140,800	
15	L形用小型汚水ます工(横型)		箇所	70,200	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工(横型)		箇所	76,700	深さ1.0m

17	小型汚水ます工		箇所	85,500	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	92,100	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	11,900	RC—30・10cm＋開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	10,900	RC—30・10cm＋開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	12,000	RC—30・10cm＋開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	10,100	RC—30・10cm＋開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	13,300	RC—40・15cm＋開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	11,500	RC—40・15cm＋開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	18,800	RC—40・15cm＋開粒1号・5cm＋開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	15,700	RC—40・15cm＋開粒1号・5cm＋開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート（20型）舗装工	人力施工	m ²	13,000	RM—40・15cm＋密粒（再生）・5cm
28	アスファルトコンクリート（20型）舗装工	機械施工	m ²	11,500	RM—40・15cm＋密粒（再生）・5cm
29	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	人力施工	m ²	18,200	RM—40・15cm＋粗粒（再生）・5cm＋密粒（再生）・5cm
30	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	機械施工	m ²	15,300	RM—40・15cm＋粗粒（再生）・5cm＋密粒

					(再生) ・ 5 cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	11,000	
32	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	8,100	RC—30・平均3 cm + 開粒2号・5 cm
33	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	7,100	RC—30・平均3 cm + 開粒2号・5 cm
34	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	6,900	RC—30・平均3 cm + 開粒1号・5 cm
35	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	13,500	RC—40・平均3 cm + 開粒1号・5 cm + 開粒1号・5 cm
36	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	11,000	RC—40・平均3 cm + 開粒1号・5 cm + 開粒1号・5 cm
37	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	8,200	RM—40・平均3 cm + 密粒 (再生) ・ 5 cm
38	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	6,800	RM—40・平均3 cm + 密粒 (再生) ・ 5 cm
39	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	10,500	RM—40・平均3 cm + 粗粒 (再生) ・ 5 cm + 密粒 (再生) ・ 5 cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	35,800	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	115,800	蓋・枠取替えを含む。

		げ			
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	11,900	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,900	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	80,300	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	84,700	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	100,900	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	43,500	
48	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径150mm・基礎なし	箇所	73,300	ソケット取付工を含む。
49	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径200mm・基礎なし	箇所	86,000	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	15,000	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	18,400	
52	水替工		日	8,300	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	500	
54	交通誘導員		人	24,600	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	m ²	2,700	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

全部改正〔令和7年規則99号〕

別表第3（第4条関係）

基礎額	計算方法
-----	------

10,000,000円未満	基礎額 × $\left(\frac{194}{700} - \frac{0.11 \times \text{基礎額}}{7,000,000} \right)$
10,000,000円以上 20,000,000円未満	基礎額 × $\left(\frac{16}{100} - \frac{0.04 \times \text{基礎額}}{10,000,000} \right)$
20,000,000円以上 50,000,000円未満	基礎額 × $\left(\frac{34}{300} - \frac{0.05 \times \text{基礎額}}{30,000,000} \right)$
50,000,000円以上	基礎額 × $\left(\frac{6}{100} - \frac{0.03 \times \text{基礎額}}{50,000,000} \right)$

全部改正〔平成9年規則88号〕

別表第4（第4条関係）

（単位：円）

種別	形状寸法		単位	単価			備考		
				人力施工		機械施工			
排水本管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一般	困難	130,900	深さは、人孔間の平均深さとする。		
				166,500	174,600				
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	176,400	185,000	139,200			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	193,500		202,800	154,900
						深さ3.40m以上		m	—
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	190,100	199,200	149,200			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	208,400		218,300	165,900
						深さ3.40m以上		m	—
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	111,700	136,300	81,200			
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	146,600	156,000	92,500			
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	181,400	190,700	140,200			

		深さ2.60m以上3.00m未満	m	198,400	208,100	156,000	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	216,400	226,900	172,300	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
排水本管（硬質塩化ビニル管）	内径150mm	深さ1.00m未満	m	38,600	—	28,100	深さは、人孔間の平均深さとする。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	47,400	—	32,100	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	40,700	—	30,400	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	49,500	—	34,300	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	83,300	96,900	59,400	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	100,800	114,500	71,100	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	135,100	149,100	99,800	
		深さ2.60m以上	m	146,600	160,600	110,000	
	内径250mm	深さ1.00m未満	m	51,100	—	38,100	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	62,100	—	43,000	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	90,200	104,100	65,100	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	108,200	122,200	77,000	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	143,100	157,400	106,000	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	155,200	176,200	116,700	

		深さ3.00m以上3.40m未満	m	172,200	—	132,300	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径300mm	深さ1.40m未満	m	73,500	—	52,700	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	102,700	118,200	75,200	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	121,900	137,500	87,700	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	157,900	173,900	117,200	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	171,200	193,900	128,900	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	189,400	—	145,600	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	111,000	127,300	82,500	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	130,600	147,000	95,000	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	165,300	182,000	122,900	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	180,000	197,600	136,000	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	201,500	—	156,200	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
取付管 (硬質 塩化ビ ニル	内径150mm	深さ1.00m未満	m		31,600	—	深さは、排水本管 (人孔
		深さ1.00m以上1.40m未満	m		33,900	—	
		深さ1.40m以上	m		36,700	—	

管)	内径200mm	深さ1.00m未満	m		38,600	—	間)の 平均土 被(か ぶり とす る。
		深さ1.00m以上1.40 m未満	m		40,900	—	
		深さ1.40m以上	m		43,800	—	
管防護 工(硬 質塩化 ビニル 管)	内径150mm用		m		19,300	18,400	
	内径200mm用		m		20,100	19,300	
	内径250mm用		m		21,300	21,700	
	内径300mm以上用		m		23,200	22,400	
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m未満	箇所	一般	困難	292,200	深さは、人 孔深さとす る。 鉄蓋 使用 は、 35,200 円を加 算す る。
				330,200	—		
		深さ1.00m以上1.20 m未満	箇所	355,100	—	313,900	
	深さ1.20m以上	箇所	410,300	413,100	356,000		
	矩(く)形人 孔 内法(の り)90cm×60 cm	深さ1.00m未満	箇所	604,800	—	533,800	
				深さ1.00m以上1.20 m未満	箇所	703,100	
		深さ1.20m以上1.40 m未満	箇所	758,400	763,600	666,400	
		深さ1.40m以上1.60 m未満	箇所	819,200	824,400	715,900	
		深さ1.60m以上2.00 m未満	箇所	918,500	924,200	799,400	
	深さ2.00m以上	箇所	1,076,900	1,085,500	949,900		
円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	617,000	—	525,000		
	深さ1.20m以上1.40 m未満	箇所	701,100	705,700	589,100		

	深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	760,100	764,600	635,100
	深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	894,200	900,500	749,200
	深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,001,700	1,011,400	840,500
	深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,128,500	1,150,700	962,500
	深さ2.80m以上3.20m未満	箇所	1,276,100	1,298,300	1,105,500
	深さ3.20m以上	箇所	—	—	—
組立矩(く)	深さ1.20m未満	箇所	668,600	673,700	620,900
形人孔	深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	712,800	717,900	658,100
内法(の	深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	768,000	773,100	706,400
り)90cm×60	深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	852,700	858,400	781,300
cm	深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	977,000	985,500	901,100
	深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,094,900	1,113,200	1,012,000
	深さ2.80m以上	箇所	1,183,500	1,201,700	1,104,300
組立矩(く)	深さ1.20m未満	箇所	796,900	802,000	740,800
形人孔	深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	836,000	841,100	772,100
内法(の	深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	903,000	908,100	831,200
り)120cm×	深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	1,003,700	1,009,400	921,000
60cm					

		m未満				
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,149,500	1,158,000	1,055,300
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,290,000	1,308,200	1,194,000
		深さ2.80m以上	箇所	1,394,000	1,412,300	1,296,000
	組立円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	580,300	584,900	528,200
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	639,900	644,500	576,500
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	706,400	712,600	635,800
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	757,600	763,900	675,700
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	836,800	846,500	747,000
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	926,200	948,400	833,800
		深さ2.80m以上	箇所	—	—	—
副管 (硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	110,700	113,100	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	131,800	134,800	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	170,900	174,900	
		高さ2.00m以上	箇所	192,100	196,700	
副管 (硬質塩化ビニル)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	258,000	231,600	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	274,900	284,900	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	319,900	325,100	

管)		m未満					
		高さ2.00m以上	箇所		343,300		349,200
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸形ます	—	深さは、ます深さとす る。 内径50cm鉄蓋使用は 13,500円を、 内径70cm鉄蓋使用は 53,200円を加算する。
				110,300	128,900		
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	113,900	—	—	
		深さ1.00m以上	箇所	140,300	—	—	
		深さ1.00m未満異形乙使用	箇所	—	129,100	—	
		深さ1.00m以上異形乙使用	箇所	—	155,400	—	
		深さ1.00m未満異形丙使用	箇所	—	128,500	—	
		深さ1.00m以上異形丙使用	箇所	—	154,800	—	
内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所		387,100	—		
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—	
				102,300	168,500		
	内径50cm		箇所	113,200	179,400	—	
	内径35cm	格子蓋（角型）	箇所		105,400	—	
内径50cm	格子蓋（標準型）	箇所		127,900	—		
L形側溝	250B		m		19,300	18,200	
	300B		m		19,900	18,800	
L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm		m		8,100	7,300	
	300B用コンクリート厚さ10cm		m		8,700	7,900	

仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工 (厚さ3cm)	m ²	3,700	—	
試験掘工	A型 (2.00m×1.00m×1.50m)	箇所	140,600	—	
	B型 (1.50m×0.70m×1.30m)	箇所	41,700	—	
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m)	箇所	20,800	—	
	A型 (2.00m×1.00m×1.50m) アスファルト仮復旧	箇所	148,300	—	
	B型 (1.50m×0.70m×1.30m) アスファルト仮復旧	箇所	45,600	—	
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m) アスファルト仮復旧	箇所	23,500	—	
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額				
障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額				

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

全部改正〔令和8年規則45号〕

第1号様式（第5条関係）

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成申請書

世田谷区長 あて

申請者（代表者）住 所

氏 名 (印)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

私 道 整 備 の助成を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。
私道排水設備工事

施工場所	世田谷区 丁目 番 号から	着工予定	年 月 日		
	世田谷区 丁目 番 号まで	竣工予定	年 月 日		
施工者	氏名又は事務所の名称 住所又は事務所の所在地 電話番号				
申請者名簿（番号欄には一連の番号を記入し、代表者の番号を○で囲むこと。）					
番号	氏 名	住 所	番号	氏 名	住 所
添付書類	1. 委任状 2. 土地使用承諾書 3. 位置図 4. 公図の写し 5. 登記事項証明書又は要約書 6. 工事設計調書 7. 設計図（私道排水設備工事の助成の場合は、下水道局の排水設備届出印が押されている排水設計図） 8. 排水設備計画届出書の写し（私道排水設備工事の助成の場合に限る。） 9. 申請代表者の印鑑登録証明書（法人にあつては、印鑑証明書）（発行から3月以内のものに限る。） 10. その他、区長が必要と認める書類				

全部改正〔令和7年規則99号〕

第3号様式（第5条関係）

土地 使用 承諾 書

私所有の下記土地の私道部分に私道整備の助成を受け、工事を行うこととを承諾します。
私道排水設備工事

年 月 日

私道整備
私道排水設備工事
助成申請代表者

_____ 〆

記

使用承諾をする土地 (登記簿記載の地番を記入)	承諾者住所	承諾者氏名	印

- (注) 1 使用承諾をする土地の表示は、必ず登記簿記載の地番を記入してください。
- 2 使用承諾をする土地の所有者及びその所有区分を表示した図面を添付してください。
- 3 印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）を添付してください。

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった助成の申請について、下記の条件により助成を決定したので、通知します。

なお、この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出してください。

記

- 1 助成見込額 円
助成金は完了報告書の審査及びこの助成金の交付に係る工事の調査実施後、その額を確定し交付する。したがって、確定助成額は上記金額と異なることがある。
- 2 工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承諾を得なければならない。
- 3 工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 工事が完了したときは、直ちに完了報告書を区長に提出しなければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は助成の決定を取り消すことがある。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責を負わない。
 - (1) 偽りの申請その他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を工事の資金以外に使用したとき。
 - (3) 条例第3条第1項本文及び第4条本文に規定する基準に適合する工事を施工しなかったとき。
 - (4) 助成によって設置した私道排水設備について、下水道法第11条（排水に関する受任の義務等）の規定に基づく使用を拒否したとき。（私道排水設備工事助成の場合）
 - (5) この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出しなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、区長の付けた条件又は命令に従わなかったとき。
- 6 前項により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(裏)

- 7 助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 8 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 9 この工事に伴って必要となる石綿セメント配水小管の管種変更工事については、東京都水道局に当該管種変更工事を依頼し、速やかに東京都水道局が請求する工事費用を予納しなければならない。

なお、当該管種変更工事に要した費用を、工事の調査実施後、助成金として交付する。
- 10 助成金の交付を受けて整備した私道及び設置した私道排水設備について、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

全部改正〔令和7年規則99号〕

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成棄却決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備の助成の申請について
私道排水設備工事

は、下記の理由により助成できないので通知します。

記

理由

全部改正〔令和7年規則99号〕

第6号様式（第7条関係）

承 諾 書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所
申請者（代表者）
氏 名

㊟

年 月 日付 第 号で通知のあった私道整備
私道排水設備工事
の助成については、異議なく承諾いたします。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日						
完了報告書						
世田谷区長 あて		住所				
申請者（代表者）						
氏名 ㊟						
<p>私道整備の助成に係る工事が完了したので、下記のとおり完了報告を 私道排水設備工事 いたします。</p>						
記						
決定番号	年 月 日 第 号					
着工年月日	年 月 日					
完工年月日	年 月 日					
施工場所	世田谷区 丁目 番先から 世田谷区 丁目 番先まで					
申請者	区 丁目 番号 電話（ ） ほか 名					
施工者	区 丁目 番号 電話（ ）					
添付書類	1	工事实績調書	2	竣工図	3	工事記録写真

全部改正〔令和7年規則99号〕

第8号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成金確定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付 第 号により決定した私道整備
私道排水設備工事

の助成については、下記のとおり助成金額を確定したので、「私道整備・私道排水設備工事助成金請求書」を提出してください。

記

助成金額 _____ 円

全部改正〔令和7年規則99号〕

第9号様式（第11条関係）

私道整備・私道排水設備工事助成金請求書

_____円

ただし、 _____年 _____月 _____日付 第 _____号確定の私道整備の助成金として。
私道排水設備工事

_____年 _____月 _____日

申請者（代表者） 住所
氏名

Ⓜ

世田谷区長 あて

全部改正〔令和7年規則99号〕

第9号の2様式（第11条の2関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成決定取消通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付 第 号で通知した私道整備
私道排水設備工事

の助成の決定について、下記の理由によりこれを取り消したので、通知します。

記

理由

第10号様式（第12条関係）

私道整備助成申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所

氏 名 ㊟

電 話（ ）

私道整備の助成を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 私道の所在地 世田谷区 丁目 番先

2 私道整備の種別 路面舗装 側溝設置

第12号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

私道整備助成承認書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備の助成について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 件 名 私道整備助成工事
- 2 工事の施工場所 世田谷区 丁目 番先
- 3 工事の規模 舗装工 延長 m 幅員 m 面積 m²
側溝工 U形溝工 () 延長 m
L形溝工 () 延長 m
- 4 総工費決定金額 円
- 5 注 意 事 項
 - (1) 延長、幅員、面積は区が算定したものです。
 - (2) 工事完成の際は、ご連絡しますので立ち合いをお願いします。

第13号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

私道整備助成不承認通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備の助成については、下記の理由により助成できないので通知します。

記

理 由

第 号
年 月 日

工 事 完 了 通 知 書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日承認した私道整備工事は、下記のとおり完了したので通知します。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 件 名 | 私道整備助成工事 |
| 2 | 工事の施工場所 | 世田谷区 丁目 番先 |
| 3 | 工事の規模 | 舗装工 延長 m 幅員 m 面積 m ²
側溝工 U形溝工 () 延長 m
L形溝工 () 延長 m |
| 4 | 完了期日 | 年 月 日 |

世田谷区
現場立会人
申請人 住 所
氏 名